ぜんち共済

ぜんちのこども傷害保険

日本初 特別支援学級児童生徒の保険

保険料は月払いで1100円一律

少額短期保険会社のぜんち共済は1月5日、年々増加傾向にある特別支援学級の児童生徒を対象とした「ぜんちのこども傷害保険」を発売した（保障開始は4月1日）。

「ぜんちこども傷害保険」は、特別支援学級の児童生徒自身のリスクと保護者や学校の経済的負担のリスクに備える「個人賠償責任保険」「権利擁護費用保険」「傷害死亡・入院・通院保障」の3つをセットした商品。

同社の商品には、知的障がい、発達障がい、ダウン症、てんかん、自閉症のある人でも加入可能な「ぜんちのあんしん保険」があるが、この商品の開発背景を同社はこう語る。

「当社は障がいのある人を支援する保険商品を提供してきたが、これまでの保険金支払い事例から障がいのある人には固有のリスク傾向があることが分かった。こうした中、特別支援学級の現場から、新しい保険商品提供を望む声を聞き、『ぜんちのこども傷害保険』を開発した」。

文部科学省によれば、少子化の影響で、全国小・中学校の普通学級の児童生徒数が減少傾向にある中、先の学校教育法などの改正により、教育上特別支援を必要とする児童生徒対して特別支援教育を行うことが明確に位置付けられた。この10年で全国小・中学校の特別支援学級の児童生徒は倍増し、様々なリスクも増加。同社商品のニーズも増える一方だ。

商品わーるど

■特　長

・誤って他人の物を壊したり、ケガをさせた場合の賠償責任を補償（個人賠償責任保険）

・虐待などの被害事故に遭った場合、相談から解決までの弁護士費用を補償（権利擁護費用保険）

・学校内外を問わず、不慮の事故による死亡と入院・通院を保障（傷害死亡・入院通保険）

・健康告知・医師診査は不要で、特別支援教育を必要とする人は誰でも加入できる。

・保険料は性別・年齢に関わらず一律で、月払＝1100円、年払＝11万1000円。

「個人賠償責任保険」など3種類セット

■保障内容

①個人賠償責任保険金

偶然な事故により、他人の身体の障害、または他人の財物破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被た損害が生じた場合、1000万円を限度に保険金を支払う。

②権利擁護費用保険金

保険期間中に日本国内において所定の被害事故が生じ、弁護士または司法書士に対して法律相談費用、弁護士委任費用、接見費用を支払った場合、

・法律相談費用は5万円までの実費

・弁護士費用は100万円までの実費

・接見費用は1万円までの実費

を支払う。

③傷害入院保険金

責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として、事故の日からその日を含めて180日以内に1泊2日以上の入院を開始した場合、入院1日につき5000円を1事故につき30日まで支払う。

④傷害手術保険金

傷害入院保険金を支払う場合で、その入院期間中に事故の日からその日を含めて180日以内に公的医療保険制度によって手術料の算定される手術を受けたとき、3万円を支払う。1入院につき1回まで。

⑤傷害通院保険金

責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に傷害を被り、その傷害の治療を目的として通院を開始した場合、通院1日につき2000円を1事故につき30日まで支払う。

⑥傷害死亡保険金

責任開始日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として保険期間中に、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、10万円を支払う。

⑦特定重度障害保険金

責任開始日以後に発生した不慮の事故によって、身体に傷害を被り、その傷害を直接の原因として保険期間中に、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の特定重度障害状態になった場合、10万円を支払う。

■取扱概要

①保険期間

1年

②契約年齢

満5歳～満18歳

③保険料払込方法

年払または月払

保障内容／保険料	保険金額
個人賠償責任保険金 他人の物を壊したり（メガネ・窓ガラスなど）他人にケガをさせてしまった場合に被る法律上の賠償責任を補償	最高 **1,000**万円
権利擁護費用保険金 被害事故に遭われた場合に、弁護士や司法書士に相談や解決を求める際の費用を補償	法律相談費用 **5**万円までの実費 弁護士委任費用 **100**万円までの実費 接見費用 **1**万円までの実費
傷害入院保険金 不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に国内における病院・診療所に入院をした場合	入院1日につき **5,000**円 （1事故につき30日まで）
傷害通院保険金 不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に国内における病院・診療所に通院をした場合	通院1日につき **2,000**円 （1事故につき30日まで）
傷害手術保険金 傷害入院保険金が支払われる場合で、入院期間中に公的医療機関によって保険給付の対象となる手術を受けた場合	**3**万円 （1入院につき1回まで）
傷害死亡保険金 不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内にお亡くなりになった場合	**10**万円
特定重度障害保険金 不慮の事故によりケガを負い、事故の日からその日を含めて180日以内に医師の認定により特定重度障害状態になった場合	**10**万円
年払保険料	**11,000**円
月払保険料	**1,100**円

特別支援教育について

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校（平成18年度までは盲学校・聾学校・養護学校）や小学校・中学校の特別支援学級（平成18年度まで特殊学級）、あるいは「通級による指導」において適切な教育が行われている。

近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している幼児・児童・生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も平成5年度の制度開始以降増加してきており、平成23年5月1日現在、義務教育段階において特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約2.7パーセントとなっている。

【参考】特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）に在学する幼児児童生徒数（国・公・私立計）

区分	学校数（校）	在籍幼児・児童・生徒数（人）（平成25年5月1日現在）				
		計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
視覚障害	85	5,920	239	1,858	1,124	2,719
聴覚障害	120	8,624	1,236	3,090	1,922	2,376
知的障害	706	118,225	209	33,464	26,299	58,253
肢体不自由	334	32,050	143	13,633	8,311	9,963
病　弱	143	19,653	24	7,475	5,244	6,910
総　計	1,080	132,570	1,604	37,619	29,554	63,793

複数の障害種を対象としている学校、また、複数の障害を併せ有する幼児・児童・生徒については、それぞれの障害種ごとに重複してカウントしているので、それぞれの障害種別の合計は「総計」と一致しない。

（出所：いずれも文部科学省「特別支援教育について」より）